

審理が比較的長期に及んだ 事例一覧表

審理が比較的長期に及んだ事例一覧表

No.	裁判所	罪 名	判 決 (判決日)	公判期日 の回数 (回)	実審理期間 (日)	職務従事 期間 (日)
1	さいたま	殺人，詐欺，詐欺未遂，窃盗	死 刑 (H24. 4. 13)	36	95	100
2	鳥 取	強盗殺人，詐欺，住居侵入，窃盗	死 刑 (H24. 12. 4)	20	71	75
3	さいたま	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益 の規制等に関する法律違反，銃砲 刀剣類所持等取締法違反	無期懲役 (H26. 3. 26)	19	71	97
4	さいたま	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益 の規制等に関する法律違反，銃砲 刀剣類所持等取締法違反	無期懲役 (H25. 7. 18)	16	65	73
5	長 野	強盗殺人	無期懲役 (H25. 3. 14)	15	59	64
6	大 阪	現住建造物等放火，殺人，殺人未 遂	死 刑 (H23. 10. 31)	15	56	60

(注1) 最高検察庁への個別報告による(平成26年5月末時点)。

(注2) 順序は、実審理期間が多い事案から掲載し、実審理期間が同日の場合は、公判期日の回数が多い事案から掲載した。

(注3) 「公判期日の回数」は、公判の手続を行う期日の回数をいう。

(注4) 「実審理期間」は、第1回公判期日から終局(判決宣告)までの期間(日数)をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む。

(注5) 「職務従事期間」は、裁判員等選任手続期日から終局(判決宣告)までの期間(日数)をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む。

(注6) 区分審理を行ったもの、天災による期日変更等事案の性質に関係なく実審理期間が長期化したものを除く。